

大学院学生の海外渡航許可および海外渡航奨学金支給規則

（目 的）

第1条 この規則は、学会等により本学大学院学生（以下「学生」という。）が海外へ渡航する際の許可、並びに海外渡航奨学金（以下「奨学金」という。）の支給について定める。

（手 続）

第2条 海外渡航の許可並びに奨学金の支給を受けようとする学生は、海外渡航予定日の2か月前までに当該研究科の指導責任者の承認を受け、次の書類を国際交流センターに提出するものとする。

- (1) 学生海外渡航許可願
- (2) 学会等の会期・場所等を証する資料
- (3) 学生海外渡航奨学金支給申請書（奨学金を希望する場合）
- (4) 研究発表（筆頭演者）を証する資料（奨学金を希望する場合）

（渡航の許可）

第3条 学生の渡航については、各研究科教授会の審議を経て学長がこれを許可する。

（奨学金の支給・精算）

第4条 奨学金の支給は在学中1回とし、支給額は一人10万円以内とする。

2 次に掲げる要件のいずれをも満たす学生が、奨学金支給の申請をすることができる。

- (1) 海外で開催される学会等に参加し、筆頭演者として研究成果の発表を行う者であること
- (2) 海外渡航期間が5日以上であること

3 前条により渡航許可を受けた学生で、第2条第1項第3号および第4号の書類提出のあった者の奨学金支給については、各学部・研究科国際交流委員会で審議する。

4 前項により承認された学生には、学長が奨学金を授与する。

5 奨学金の支給を受け海外渡航した学生は、帰国後2週間以内に「学生海外研究報告書」および「学生海外渡航奨学金精算報告書」を学長宛に提出しなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当した場合、支給された奨学金を返還するものとする。

- (1) 前項の「学生海外研究報告書」および「学生海外渡航奨学金精算報告書」を期限内に提出しなかった場合
- (2) 海外渡航を中止した場合

（所 管）

第5条 学生の海外渡航および海外渡航奨学金に関する事務は、学事部学事課国際交流係が所管する。

附 則

1. この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2. この規則の施行日をもって、「大学院学生の海外渡航奨学金に関する規程」（平成27年4月1日制定）は廃止する。

3. この規則の改廃は、国際交流センター運営委員会および各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。